



# 10月15日(日)は、 桜川市長選挙の投票日です。

平成29年10月29日任期満了に伴う桜川市長選挙を執行します。  
市民一人ひとりが自由な意思で責任ある一票を投じましょう。

■問合先／桜川市選挙管理委員会（市役所総務課内）  
☎ 58-5111・75-3111 代表、（内線1216）

## 選挙すべき人数

- ・市長選挙／1人

## 立候補予定者説明会

- ・日時／9月14日（木）13時30分～
- ・場所／大和庁舎2階第5会議室

## 告示日・立候補受付

- ・日時／10月8日（日）8時30分～17時
- ・場所／大和庁舎2階第5会議室

## 期日前投票

- ・期間／10月9日（月）～14日（土）8時30分～20時
  - ・場所／市役所（岩瀬・大和・真壁の各庁舎）
- ※どの庁舎でも投票できます。

## 不在者投票

- ・期間／10月9日（月）～14日（土）

## 投票日

- ・期日／10月15日（日）
- ・投票時間／7時～18時
- ・開票時間／19時30分～（予定）
- ・投票所／市内20か所
- ・開票所／大和ふれあいセンター「シトラス」

※即日開票、選挙会併催

## 投票のできる方

桜川市に住所を有する年齢満18歳（平成11年10月16日生まれまで）以上の日本国民で、平成29年10月7日現在の選挙人名簿に登録されている方、また、他の市町村から転入された場合は、平成29年7月7日までに転入届を行い、住民基本台帳に登録されている方。ただし、選挙人名簿に登録されていない方も投票日までに他の市町村に転出された方は投票ができません。

## 投票日当日または選挙期間中に投票ができない方

【期日前投票制度】  
投票日に何らかの都合で投票できない方は、事前に期日前投票ができます。

## 【不在者投票制度】

◆病院や施設での不在者投票  
県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入所されている方は、その病院や施設などで投票することができ、病院長や施設長に申し出て下さい。

## ◆他市町村での不在者投票

長期の出張や長期滞在などで選挙当日の投票や期日前投票ができない方は、滞在先の市町村選挙管理委員会で投票

ができますので、桜川市選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。

## ◆郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳または、介護保険の被保険者証をお持ちの方で一定の要件に該当する方は、自宅などで郵便投票をすることができます。この投票には「郵便投票証明書」が必要となりますので、桜川市選挙管理委員会にお問い合わせください。なお、郵便投票の請求は10月11日（水）までに、本人が桜川市選挙管理委員会に請求してください。

## ■投票所入場券

投票する際は、投票所入場券を持参してください。なお、入場券が届く前や紛失してしまった場合でも、選挙人本人であることが確認できれば投票することがありますので、係員に申し出て下さい。

## ■選挙公報の発行

各候補者の政見などが書かれた選挙公報は、新聞折込にて配布いたしますが、新聞未購読の方やお手元に届かない場合は、各庁舎に置いてありますので請求してください。

# 農機具

## 高価買取

トラクター
コンバイン
田植機
草刈機

✓無料出張査定 ✓現金買取OK

### 農機具つくば

〒308-0041 筑西市乙368-1  
●古物商ナンバー第401270001502号  
運営元：エスジー株式会社 筑西市上野1853  
※エスジー株式会社はシオカイグループの系列企業です

まずは、お気軽に  
お問い合わせください!!

## 0120-377-767

【営業時間】8:00-17:00